

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援実績報告書)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンユキワリカイ					
法人名	社会福祉法人ゆきわり会					
法人所在地	〒 038-0003	青森市石江二丁目8番地2				
フリガナ	タチバナ ヨシノリ					
書類作成担当者	橋 義紀					
連絡先	電話番号	017-787-3121	FAX番号	017-787-3122	E-mail	y.tachibana@yukiwari.or.jp

【本報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉・介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)
 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

- 本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】福祉・介護職員(特定加算を併せて取得する場合は「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」)の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - II【特定加算】障害福祉人材とその他の職種の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - III【ベースアップ等加算】障害福祉人材とその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
 - V【特定加算】経験・技能のある障害福祉人材(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること(その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
 - VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

	要件I ↓	要件II ↓	要件III ↓
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 4 年度の加算の総額	149,868,430 円	38,299,630 円	20,896,570 円
② 賃金改善所要額(i - ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	267,168,794 円	162,794,753 円	79,426,613 円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(6)-(8) 1,073,368,711 円	(2)-(4)-(9) 1,200,095,106 円	(3)-(5)-(7) 577,761,652 円
(a) 本年度の賃金の総額	(1) 1,146,015,196 円	(2) 1,391,961,952 円	(3) 661,506,701 円
(b) 処遇改善加算の総額		(4) 149,868,430 円	(5) 66,398,436 円
(c) 特定加算の総額	(6) 35,420,208 円		(7) 17,346,613 円
(d) 臨時特例交付金及びベースアップ等加算の総額	(8) 37,226,277 円	(9) 41,998,416 円	
ii) 前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 806,199,917 円	【基準額2】 1,037,300,353 円	【基準額3】 498,335,039 円

- ・ (1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある障害福祉人材(A)及び他の障害福祉人材(B)に配分された額が転記される。
- ・ (7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
- ・ ② ii)「前年度の賃金の総額」【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、計画書の2(1)② ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額 (配分比率)	改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)	要件IV
(A) 経験・技能のある障害福祉人材	<input checked="" type="checkbox"/>	295,224 円	418,271 円	123,047 円 (4.77)		<input checked="" type="checkbox"/> A>BかつA>2C
(B) 他の障害福祉人材	<input checked="" type="checkbox"/>	207,408 円	233,204 円	25,796 円 (1.00)		<input checked="" type="checkbox"/> B≥2C
(C) その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>	278,732 円	290,572 円	11,840 円 (0.46)	4,079,180 円	

※「前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】には、計画書2(3)⑥iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

いずれかに該当する人数	0 人
-------------	-----

要件V

Aのうち1人以上が該当

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他 (年度途中の退職による)

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

i) 福祉・介護職員の賃金改善額(n-1)	18,098,125	円	(82.25) %	○
	(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(n-2)	14,886,540		
	(一月あたり) 2,481,090	円		
ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)	2,798,445	円	(80.65) %	○
	(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(o-2)	2,257,020		
	(一月あたり) 376,170	円		
賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 (6 か月)			

【記入上の注意】

・ (n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

⑥職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に、全体で必ず1つ以上の取組を行うことが必要であること。

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うことが必要であること。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定しており、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中に実施できなかった場合は、当該理由を明記すること。(処遇改善加算、特定加算共通)

分類	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
<input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	
合理的な理由により期間中に実施できなかった場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> 理由:
※ 上記に加えて、今年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	

⑦ その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

- ※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費等の返還や事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 7 月 26 日

(法人名) 社会福祉法人ゆきわり会
(代表者名) 関 良

別紙様式3-2 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 団雀福祉法人ゆきわり会

本年度の加算の総額 〔円〕	(グループ別内訳)		その他の職員 〔人〕
	経験・技能 のある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)	
148,888,430	0	148,888,430	2,879,422
38,299,430	698,064	34,722,144	4,772,139
41,988,418	121,077	37,105,200	

本年度の加算 の総額〔円〕	(グループ別内訳)		経験・技能 のある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)	その他の職員 〔人〕
	経験・技能 のある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)			
1,130,033,196	4,303,784	1,141,711,412	100	1,416	234
1,391,981,582	245,846,756	1,141,711,412	100	1,416	234

※本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-2及び2-3に記載した事業所と一致しなければならぬ。4月に記載した事業所は、適宜、行を追加すること。
 ※下表の処遇改善加算に係る本年度の加算の総額は、障害者人材のみの加算の総額を記載し、特定加算に係る本年度の加算の総額を記載すること。
 ※グループ別加算を算定し、特定加算を算定しない事業所は、障害者人材について(A)(B)グループを算定しないため、下表の本年度の処遇改善臨時特別交付金とベースアップ加算の総額の「グループ別内訳」について、障害者人材に配分された額を
 全額「他の障害者人材(B)」の欄に記載し、「経験・技能のある障害者人材(A)」の欄は空白とする。
 ※下表の本年度の加算の総額については、処遇改善加算・特定加算・処遇改善臨時特別交付金とベースアップ加算の合計額を記載すること。
 ※下記の本年度の臨時特別交付金とベースアップ加算の総額については、処遇改善加算・特定加算の合計額を記載すること。

障害福祉サービス 事業所番号	指定番号	事業所の所在地		サービス名	特定加算		処遇改善加算		本年度の加算 の総額〔円〕		本年度の加算 の総額〔円〕		本年度の臨時特別 交付金とベース アップ加算の 総額〔円〕		経験・技能の ある障害者 人材(A)	他の 障害者 人材(B)	その他の職員 〔人〕	
		都道府県	市区町村		算定する障害 者人材等特 定処遇改善加 算の区分	本年度の加算 の総額〔円〕	本年度の加算 の総額〔円〕	経験・技能の ある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)	経験・技能の ある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)	経験・技能の ある障害者 人材(A)	他の 障害者人材 (B)	経験・技能の ある障害者 人材(A)				他の 障害者人材 (B)
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計																		
1	0210101390	青森県	青森市	ゆきわり荘	障害者支援施設・生活 介護	加算I	14,263,950	149,888,430	149,888,430	149,888,430	1,146,033,196	38,299,430	1,146,033,196	698,064	34,722,144	2,879,422	4,772,139	
2	0210101390	青森県	青森市	ゆきわり荘	施設入所支援	加算I	5,759,980											
3	0210100137	青森県	青森市	短期入所事業所ゆきわり荘	短期入所	加算I	1,227,060											
4	0210100871	青森県	青森市	くろい心	生活介護	加算I	6,040,190											
5	0220100275	青森県	青森市	はやて	共同生活援助(介護 サービス付型)	加算I	11,639,990											
6	0210102695	青森県	青森市	短期入所事業所はやて	短期入所	加算I	112,950											
7	0210101820	青森県	青森市	ねふた	生活介護	加算I	17,137,800											
8	0220100101	青森県	青森市	はやぶさ	共同生活援助(介護 サービス付型)	加算I	73,857,380											
9	0210102232	青森県	青森市	しんあおもり	生活介護	加算I	14,284,790											
10	0210102760	青森県	青森市	WAKO	生活介護	加算I	5,744,340											
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

T~V列については、1行目の色のついたセルに本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

Y~AG列については、1行目の色のついたセルに本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

AI~AL列については、1行目の色のついたセルに本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

法人名 **社会福祉法人ゆきわり会**

【記入上の注意】 本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならない。

ベースアップ等加算の資金改善実施期間における資金の総額(別紙様式3-1 2②(3)に転記)	[円]
ベースアップ等加算の資金改善実施期間における資金の総額(別紙様式3-1 2②(5)に転記)	661,506,701
ベースアップ等加算の資金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1 2②(5)に転記)	66,398,436
ベースアップ等加算の資金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1 2②(7)に転記)	17,346,613
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1 2①に転記)	20,896,570

障害福祉サービス 事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の 資金改善実施期間 における資金の総額 (福祉・介護職員とその他 の職員の合計額)[円]	処遇改善加算 ベースアップ等加算の 資金改善実施期間に おける加算の総額 [円]	特定加算 ベースアップ等加算の 資金改善実施期間に おける加算の総額 [円]	ベースアップ等加算												
		都道府県	市区町村						(a-1) 福祉・介 護職員の資金 改善額[円]	(a-2) 左記のうち、 ベースアップ等 による資金改善 額[円]	(a-3) 左記のうち、 その他職 員の資金改善 による資金改善 額[円]										
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計																					
1	0	2	1	0	1	3	9	0	青森県	青森市	ゆきわり荘	障害者支援施設:生活 介護	661,506,701	66,398,436	17,346,613	20,896,570	18,098,125	14,886,540	2,798,445	2,257,020	
2	0	2	1	0	1	3	9	0	青森県	青森市	ゆきわり荘	施設入所支援	1,399,340								
3	0	2	1	0	1	3	7		青森県	青森市	短期入所事業所ゆきわり荘	短期入所	1,025,310								
4	0	2	1	0	1	0	8	7	青森県	青森市	くりむ	生活介護	176,680								
5	0	2	2	0	1	0	2	5	青森県	青森市	はやて	共同生活援助(介護 サービス包括型)	730,120								
6	0	2	1	0	1	0	2	6	9	5	青森市	短期入所事業所はやて	短期入所	1,635,770							
7	0	2	1	0	1	0	1	8	2	0	青森市	ねぶた	生活介護	2,140,080							
8	0	2	2	0	1	0	1	0	1	0	青森市	はやぶさ	共同生活援助(介護 サービス包括型)	11,228,610							
9	0	2	1	0	1	0	2	3	2		青森市	しんあおもり	生活介護	1,821,840							
10	0	2	1	0	1	0	2	7	6	0	青森市	WAKO	生活介護	726,010							
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					

V列～Y列については、1行目の色のついたセルに、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

R列～T列については、1行目の色のついたセルに、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和5年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シヤカイフクシホウジンユキワリカイ		
法人名	社会福祉法人ゆきわり会		
法人所在地	〒	038-0003	
	青森県青森市石江二丁目8番地2		
フリガナ	タチバナ ヨシノリ		
書類作成担当者	橘 義紀		
連絡先	電話番号	017-787-3121	E-mail y.tachibana@yukiwari.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉・介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)福祉・介護職員等特定処遇改善加算
(特定加算)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
(ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和5年度の加算の見込額	235,658,448	円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	235,883,183	円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	特定加算	ベースアップ等加算	ベースアップ等加算
① 令和5年度の加算の見込額	153,857,196	円	39,287,376	円	42,513,876	円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 153,949,008	円	(b) 39,391,248	円	(c) 42,542,927	円

【記入上の注意】

- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・(a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

- ・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← 要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	153,949,008 円
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。
	<small>(処遇改善手当等) 第25条 処遇改善手当及び特定処遇改善手当(以下「処遇改善手当等」という)は、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」という)の基準に則り支給する。(但し、実際の支給時は職員個々の法定福利費事業主負担分を差し引いた額とする。) 2 賃金改善実施期間末月において精査した結果、当該期間における福祉・介護職員処遇改善加算等に係る収入額が、処遇改善手当等として職員へ支給した額より上回った場合は、その差額を支給する。支給方法は5月給与時に支給対象職員へ5月末迄に支給し、支給率は賃金改善実施期間支給月数による。(但し、育児休業等で5月給与時点で在籍する職員に対しては、賃金改善実施期間に支給実績がある場合は支給する。) 3 賃金改善実施期間末月において精査した結果、当該期間における福祉・介護職員処遇改善加算等に係る収入額が、処遇改善手当等として職員へ支給した額より下回った場合は、その差額を以後に支給する処遇改善手当から差し引く事により調整する。 4 処遇改善手当等は、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(就業規則35条に定める出産休暇による場合を除く。)は支給しない。</small>
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハマまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること 法人職員に対して研修を実施。 自法人での勤務歴や職種、役職に応じて階層別に研修を実施。 ※新型コロナウイルス感染症予防対策により、必要に応じてオンラインによる研修を実施。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 介護福祉資格取得希望者に対して、研修担当講師が随時取得支援を行う。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 <input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者が 求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が月額平均8万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が月額平均440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	39,391,248 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	1.0 人	128.0 人	23.0 人
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	5.97	2.00	0.97
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	68,936 円	23,094 円	11,201 円
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(827,233 円)	(35,472,631 円)	(3,091,384 円)
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		— 円	— 円
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		3,965,003 円 ←	要件 VII
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		4,574,019 人 ←	要件 VIII
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		10 か所 ←	
(コ) 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等で賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			

要件 V
要件 VI

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	①2023年4月1日時点で在籍している正職員を対象とする。 ②介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかを有する者又はサービス管理責任者のうち、資格取得後の勤務実績(系列法人、他法人勤務含む。)が10年程度ある者を対象とする。 ③①、②の要件を満たす職員のうち、特定処遇改善支給前の収入見込み額(時間外、休日勤務、時間外深夜、休日時間外深夜等の手当を除く。)が440万円を超える職員は対象外とする。 ④上記の要件を満たす職員のうち、リーダー格として、活躍を期待する人材を対象とする。 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 <small>(処遇改善手当) 第25条 処遇改善手当及び特定処遇改善手当(以下「処遇改善手当等」という。福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」という。)の基準に準じて支給する。(但し、実際の支給時は職員等々の法定福利費等主務担当を要し引いた額とする。) ① 賃金改善実施期間中に在籍し、当該期間における福祉・介護職員処遇改善加算等に係る収入額が、処遇改善手当等として職員へ支給した額より上回った場合は、その差額を支給する。支給方法は5月給与時に支給対象職員へ5月末までに支給し、支給額は賃金改善実施期間交付月額による。(但し、育児休業等で5月給与時点で在籍する職員に対しては、賃金改善実施期間中に支給実績がある場合は支給する。) ② 賃金改善実施期間末月において精算した結果、当該期間における福祉・介護職員処遇改善加算等に係る収入額が、処遇改善手当等として職員へ支給した額より下回った場合は、その差額を以後に支給する処遇改善手当から差し引く等により調整する。 ③ 処遇改善手当等は、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(就業規則35条に定める出席休職による場合を除く。)は支給しない。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を互照し合うなど明確にすること。</small>
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input checked="" type="checkbox"/> その他(サイボウズの掲示版を使用して全職員へ周知。)

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- Ⅸ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)		42,542,927 円		
②ベースアップ等による賃金改善の見込額				
福祉・ 介護 職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	35,556,948 円		← <input checked="" type="checkbox"/> 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	31,452,840 円 (2,621,070 円)	(88.46) %	
そ 職の 種 他 の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	6,985,979 円		← <input checked="" type="checkbox"/> 要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	6,173,640 円 (514,470 円)	(88.37) %	

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)				<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (法定福利費の事業主負担分)
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
(ベースアップ手当) 第25条の2 ベースアップ等手当は、福祉・介護職員等ベースアップ等加算の基準にのっとり支給する。賃金改善実施期間の末月において精査した結果、差額を支給する必要がある場合は、その差額を期間終了後2か月以内に支給する。支給は差額支給月の給与時に在籍する職員に支給し、支給率は賃金改善実施期間支給月数による。(ただし、育児休業等で差額支給月の給与時に在籍する職員に対しては、当該賃金改善実施期間に支給実績がある場合は支給する。)					
2 前条第3項及び第4項の規定は、本条においても準用する。					
3 対象職員、支給額及び支給方法については、理事長が別にこれを定める。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				

6 職場環境等要件について〈処遇改善加算・特定加算〉

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を満たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等による介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	
理由:	

7 要件を満たすことの確認・証明〈共通〉

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 17 日 法人名 社会福祉法人ゆきわり会
代表者 職名 理事長 氏名 関 良

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>		
	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	<input type="radio"/>

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	<input type="radio"/>
(2)	具体的な取組内容が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	<input type="radio"/>
	具体的な仕組みの内容が選択されていること	<input type="radio"/>

4 特定加算の要件について		
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	<input type="radio"/>
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	<input type="radio"/>
(1)	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input type="radio"/>
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	<input type="radio"/>
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	<input type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	<input type="radio"/>
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	<input type="radio"/>

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>		
	必要な項目が全て選択されていること	<input type="radio"/>

法人名 社会福祉法人ゆきわり会
 福祉・介護職員処遇改善加算額(算込額)の合計[円] 153,857,196
 (別紙様式2-1(2)(ロ)に転記)

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(加算対象)の障害福祉サービス等報酬総額[円](c)	算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分	加算率 (d)	算定対象月(e)		福祉・介護職員処遇改善加算の見込額 (c×d×e) [円]
		都道府県	市区町村						年	月 (月)	
1	青森市	青森県	青森市	ゆきわり荘	障害者支援施設:生活介護	21,465,243	加算Ⅰ	6.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	15,712,548
2	青森市	青森県	青森市	ゆきわり荘	施設入所支援	6,117,563	加算Ⅰ	8.6%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	6,313,320
3	青森市	青森県	青森市	短期入所事業所ゆきわり荘	短期入所	1,257,372	加算Ⅰ	8.6%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	1,297,596
4	青森市	青森県	青森市	くろいむ	生活介護	11,475,308	加算Ⅰ	4.4%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	6,058,956
5	青森市	青森県	青森市	はやて	共同生活援助(介護サービス包型)	11,863,919	加算Ⅰ	8.6%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	12,212,604
6	青森市	青森県	青森市	短期入所事業所はやて	短期入所	125,897	加算Ⅰ	8.6%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	126,924
7	青森市	青森県	青森市	ねぶた	生活介護	32,262,063	加算Ⅰ	4.4%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	17,064,348
8	青森市	青森県	青森市	はらふさ	共同生活援助(介護サービス包型)	72,597,186	加算Ⅰ	8.6%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	74,920,264
9	青森市	青森県	青森市	しんあおもり	生活介護	27,069,735	加算Ⅰ	4.4%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	14,292,816
10	青森市	青森県	青森市	WAKO	生活介護	11,145,477	加算Ⅰ	4.4%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	5,684,800
11									令和5年	令和6年	
12									令和5年	令和6年	
13									令和5年	令和6年	
14									令和5年	令和6年	
15									令和5年	令和6年	
16									令和5年	令和6年	
17									令和5年	令和6年	
18									令和5年	令和6年	
19									令和5年	令和6年	
20									令和5年	令和6年	

法人名 社会福祉法人ゆきわり会 39,287,376

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(算込額)の合計[円]
 (別紙様式2-1.2.(2)①に記載)

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加 算 率 (f)	配置等要件	算定対象月(e)		福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (g×f×e) [円]
		都道府県	市区町村								令和5年	令和6年	
1	青森市	青森県	青森市	ゆきわり荘	障害者支援施設・生活介 護	21,465,243	継続	区分なし	1.7%	-	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	4,378,908
2	青森市	青森県	青森市	ゆきわり荘	施設入所支援	6,117,563	継続	区分なし	2.1%	-	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	1,541,616
3	青森市	青森県	青森市	短期入所事業所ゆきわり荘	短期入所	1,257,372	継続	区分なし	2.1%	-	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	316,848
4	青森市	青森県	青森市	くろいむ	生活介護	11,475,308	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	1,927,948
5	青森市	青森県	青森市	はやて	共同生活援助(介護サ一 ビス包括型)	11,893,919	継続	特定加算I	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	2,698,128
6	青森市	青森県	青森市	短期入所事業所はやて	短期入所	125,897	継続	区分なし	2.1%	-	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	31,716
7	青森市	青森県	青森市	ねぶた	生活介護	92,262,033	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	5,420,016
8	青森市	青森県	青森市	はやぶさ	共同生活援助(介護サ一 ビス包括型)	72,597,186	継続	特定加算I	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	16,552,152
9	青森市	青森県	青森市	しんあおもり	生活介護	27,069,735	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	4,547,712
10	青森市	青森県	青森市	WAKO	生活介護	11,145,477	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和5年4月~令和6年3月	令和6年12ヶ月)	1,872,432
11											令和5年	令和6年	
12											令和5年	令和6年	
13											令和5年	令和6年	
14											令和5年	令和6年	
15											令和5年	令和6年	
16											令和5年	令和6年	
17											令和5年	令和6年	
18											令和5年	令和6年	
19											令和5年	令和6年	
20											令和5年	令和6年	

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベネフィット等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人ゆきわり会
福祉・介護職員等ベネフィット等支援加算額(算込額)の合計[円]	42,513,876
(別紙様式2-1.2.(2)①に記載)	

福祉・介護職員等ベネフィット等支援計画番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(派遣職員(いた)除く)の算込額(円)(c)	新規・継続の別	加算率 (m)	算定対象月(n)		①福祉・介護職員等支援加算の算込額 (G×m×n) [円]
		都道府県	市区町村						年	月 (月)	
1	0210101990	青森県	青森市	ゆきわり荘	障害者支援施設・生活介護	21,465,243	継続	1.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	2,833,404
2	0210101990	青森県	青森市	ゆきわり荘	施設入所支援	6,117,563	継続	2.8%	令和5年5月	令和6年3月 (12ヶ月)	2,065,492
3	0210100137	青森県	青森市	短期入所事業所ゆきわり荘	短期入所	1,257,972	継続	2.8%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	422,472
4	0210100871	青森県	青森市	くいかむ	生活介護	11,475,308	継続	1.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	1,514,736
5	0220100275	青森県	青森市	はやて	共同生活援助(介護サービス包括型)	11,833,919	継続	2.8%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	3,692,172
6	0210102695	青森県	青森市	短期入所事業所はやて	短期入所	125,897	継続	2.8%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	42,300
7	0210101820	青森県	青森市	ねぶた	生活介護	32,262,033	継続	1.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	4,258,584
8	0220100101	青森県	青森市	はやぶさ	共同生活援助(介護サービス包括型)	72,697,186	継続	2.8%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	22,650,312
9	0210102232	青森県	青森市	しんあおもり	生活介護	27,069,735	継続	1.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	3,573,204
10	0210102760	青森県	青森市	WAKO	生活介護	11,146,477	継続	1.1%	令和5年4月	令和6年3月 (12ヶ月)	1,471,200
11									令和5年	令和6年	
12									令和5年	令和6年	
13									令和5年	令和6年	
14									令和5年	令和6年	
15									令和5年	令和6年	
16									令和5年	令和6年	
17									令和5年	令和6年	
18									令和5年	令和6年	
19									令和5年	令和6年	
20									令和5年	令和6年	